

令和 2 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 2 年 9 月 7 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 2 年 9 月 1 0 日 (木) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 2 年 9 月 1 0 日 (木) 1 2 時 1 6 分
出席議員	議長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 近 藤 亮 太 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 吉 浦 高 幸 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 川 波 剛 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 尾 籠 浩 一 郎 福 祉 課 長 宮 崎 宣 匡 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 田 中 晴 美

議 事 録

令和 2 年第 3 回定例会

[一般質問]

令和 2 年 9 月 1 0 日（木）

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、14人につき定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「一般質問」を昨日に引き続き行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 1番 寺原裕明議員
寺原議員	おはようございます。 質問の前に、本町におきまして、新型コロナウイルスに罹患された皆様の一日も早い回復をお祈りいたします。改めて対策本部をはじめとして職員の皆様のご苦勞、ご尽力に感謝申し上げます。 また、昨日、木村博文議員も申されましたように今議会からインターネット配信が始まりました。昨年の議会からの提言に対して、町当局が即座に対応していただいたおかげであり、感謝申し上げます。今後は一人でも多くの町民の皆さんに視聴いただくための周知活動や町政に参加していただくための仕組みづくりを行っていくことが必要であろうと考えているところです。 それでは、通告に従いまして質問を行います。よろしくお願いいたします。 最初の質問は学校教育についてであります。その中でも筑前町学校教職員の働き方改革についてお尋ねをいたします。 働き方改革につきましては、昨年の6月議会での一般質問でもお尋ねしておりましたが、昨年末に文科省による給特法の一部改正が国会で可決されましたので、この給特法のことも踏まえてお尋ねをしたいと思います。なかなか、馴染みのない法律ですので、資料をお配りをさせていただいておりますのでご覧ください。 今、給特法と申しましたが、正確には公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法でありまして、その第1条に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする」とあります。内容としましては、原則として公立学校の教育職員には時間外勤務を命じないとするものであり、したがって当然に時間外勤務手当も支給されないこととなります。しかしながら、以下の4項目、よく超勤4項目というふうに言われますけれども、①校外実習に関する業務、②修学旅行に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害の場合、緊急の措置を必要とする場合、この場合には例外として教職調整額として4%を、その法令にもありますけれども、4%を支払うというものです。 さて、今回の給特法の一部改正の柱が2本立てでありまして、これによって教職員の働き方改革をより強力に進めていこうとする狙いがあります。しかし、必ずしも現場で働く教職員の状況や要求と合致するものになっているとは言えず私は心配をしております。 2本の柱の一つ目は、時間外勤務時間の上限を自治体条例規則で定めるものです。具体的には月45時間、年360時間を上限とするというものです。 二つ目は、休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制について自治体判断により導入を可能とするものです。つまり、学期中の忙しい時期の勤務時間を今より一定程度長くし、その超過時間分を夏休みなど児童生徒が学校に来ない期間に休みのまとめ取りをさせるというものです。 そこで一つ目の質問ですが、月45時間の時間外勤務の上限を守らせるための具

	体的方策を町教委としてどのようにされるのかお尋ねをします。また、仕事が多い場合に一旦記録を残して、実際は残って仕事をするというような、いわゆる退出時刻の虚偽申告になると思うんですけども、そういう事実があるようにも聞きます。本町ではありませんが。そういう事実が本町にないのか併せてお尋ねをします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 時間外の上限を守らせるための具体的な方策についてですが、主な取り組みとしては、教職員の意識改革です。昨年6月から教職員自らによる勤怠処理を実施しています。教職員自身の意識改革、具体的には勤務時間の上限を踏まえた退庁時間を設定すること。「業務が終わるまで仕事をする」から「退庁時刻から逆算して業務に取り組む」へと変換していくためです。また、働き方改革指針にも示しておりますように週1回の提示退庁日の確実な実施、部活動指導員の配置等にも取り組んでいるところです。 議員がお尋ねになりました退庁管理について、一旦退庁を行った上でさらに時間外を行うというような実態については、今のところ学校から把握はできていないところです。特に、若年の教員に関しては、夏季休業期間の前後に教育支援センター長による面接指導を実施いたしました。勤務状況や心身の健康状態について尋ねていますが、概ね、最終退庁時刻までには退庁しているとの回答を得ています。また、経験の少なさから苦心はしているものの、同学年の先生や近接する学年の先生から支えられていると感じているという報告も受けているところでございます。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	実際には仕事が多い中で、なかなか時間どおりに退庁させるというのは難しいことであるとは思いますが、それにしても、とにかく形だけにならないようにですね、この働き方改革が。ぜひ、ご指導なりお願いをしたいと思います。 教職員自身が時間外勤務をやっているという、きちんとした認識を持たせるためにも、きちんと記録を残させるということがあると思いましたので、そのことも含めて、ぜひ、ご指導をお願いしたいと思っています。 2番目の質問ですけれども、時間外勤務の上限を仮に守らないという学校があった場合に、その校長に対してどのように対処なさるのか、また、そういう学校等の遵守状況というのを公表されるのかどうか、その辺りについてお尋ねをします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 この勤怠処理につきましては、町や管理職が管理するためのものではなく、あくまでも教職員自身の意識改革のためでありますので、その目的から現在結果を公表するという予定はございません。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	基本的には、もう教師それぞれの意識であるというふうなことであると思いますが、例えば校長会等でそういう情報交換、交流は、ぜひしていただいて、その中でまた指導を徹底していただくということでお願いをしたいと思います。 3番目ですけれども、仮に時間外勤務の上限が非常に難しいと思いますけど、守られたとします。しかし、実際面が学校に残って仕事ができない分が持ち帰り業務になるということになれば、仕事をする場所が変わるというだけで、何ら働き方改革としての根本的な解決策とはならないわけですね。そういう持ち帰り業務なくすために何か具体的な方策がありますでしょうか。お願いいたします。

議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 小学校では、本年度から日課表を見直しまして、児童の下校時刻を早め、教職員の事務処理等の時間が確保されています。 また、例年の学校行事を見直し、効率化を図る、あるいは思い切って取りやめるという判断を行っている学校もあります。 学校行事の準備に費やしていた時間を今後は子どもたちと向き合うための時間として活用できるような工夫をされておるところです。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	今の回答にありましたようにやはり学校それぞれの取り組み、これが非常に重要になってくるのかなというふうに思います。ぜひ、一つの学校の課題として、取り組みをご指導していただきたいと思います。 次に、昨年の6月議会で町主催の研修についても、お尋ねをした折に、入江教育長の答弁として、町の研修も必要なものがあるので、十分検証して、調整できるものはしていきたいというような回答をいただきました。 そこで、今現在、町独自の研修がどのような状況になっているのかお尋ねをします。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 町主催の教職員を対象とした研修につきましては、見直しを進めておるところでございます。 福岡県あるいは北筑後教育事務所が主催する研修と内容が重複するような研修については、今年度から廃止をしております。 一方で、県の研修体制の改編によって、研修の機会が減った、特に若年の教員に対するサポート研修を充実させております。 また、特別支援学級が増加傾向にあるという本町の現状を踏まえまして、本年度から町独自で特別支援学級担当者を対象とした研修を開始したところでございます。 今後も教職員のニーズに応じて負担感ではなく、充実感を味わうことができるような研修の内容へ変更して、取り組んでまいりたいと思います。
議 長	寺原議員
寺原議員	今の教育長の答弁で、町としても見直しを進めていると。それから、県でも変化があっているということですので、それは、いいことかなというふうに思います。 それから、今初めて知りましたのは特別支援ですね、これは学級が増えているのは私も知っていましたが、実際に、その特別支援教育を教師自身が受けている方が必ずしも、その担当をしているということではないんですね。ただそれは、非常にその子どもにとってはどうなのかというふうな心配はしておりました。ただし、人数も増えて学級も増えていますので、どうなるのかなと場所の問題も含めて、心配しておったんですけれども、今お話にありましたように、特別支援教育の研修も今年から入れているということをお聞きしまして、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。 それでは、働き方改革についての最後の質問になりますが、学期中の忙しい時期の勤務時間を今より一定程度長くし、その超過勤務分を夏休みなど児童生徒が学校に来ない期間に休みのまとめ取りをさせるという変形労働時間制についてです。 これは、来年の4月1日施行予定になっておりますけれども、町教委としてこの

	改正をどのように考えておられますでしょうか。また、実施そのものが自治体の判断に委ねられていますけれども、実施の予定はあるかお尋ねをします。
議 長 教 育 長	入江教育長 お答えいたします。 変形労働時間制についてですけれども、条件整備等が十分でない現状では、導入はかえって、教職員の負担を増すことにつながるのではないかという懸念を抱いておるところです。 条件整備といいますと、そういう現在の業務量の多さに対して、やはり業務を精選することとか、教員定数の見直し等、あるいは外部スタッフの増員とか、そういった条件整備がまだまだ十分でない現状では、教員の負担につながるのではないかということで、懸念を抱いておるところです。 これまでどおり業務改善のための条件整備に力を注いで、制度についての研究、関係機関との十分な協議が必要であるというふうに考えておるところでございます。
議 長 寺原議員	寺原議員 今の教育長さんの答弁のように、実施をするに当たっては、現場の教職員の思いとか、状況をぜひ詳しく聞き取っていただいて、検討していただきたいというふうに思いますので、どうぞ引き続きよろしく願いをしたいと思います。 それから、2番目の項目であります各学校における新型コロナウイルス感染防止対策についてお尋ねをします。 町教委は、中学生の学習をサポートする「おうちでアフタースクール」の取り組みをされるなど、休校期間中の児童生徒への対応に本当に、ご苦労があったことと思います。そのご苦労に対し感謝申し上げる次第です。 学校は6月1日より再開しましたが、コロナ禍が終わったわけではなく、依然として、その対応に追われる毎日であろうと思います。 そこで、3密を避けるための対策等を含めて、新型コロナウイルス感染防止対策として、各学校で今実施をしておられること、主なもので結構です。及び問題点や課題はどういうことがあるかお尋ねをします。
議 長 教育課長	教育課長 お答えします。 5月下旬から教育活動の再開に当たっては、地方創生臨時交付金事業のスクールサポートスタッフ派遣事業を活用しまして、小中学校6校に1名ずつ派遣をいたしました。 このサポートスタッフには、学校の臨時休業に伴う学習生活支援や消毒作業等を行ってもらい、教職員の負担軽減を図っております。加えて10月からは県の取り組みとして、消毒作業を行うスタッフを週3日程度、派遣する予定にもしております。 また、日常においては3密を避けるために、教室ではエアコンをつけても窓を少し開けておく、40名近く在籍する学級については、ランチルーム等の広い教室で学習を行う、そういった取り組みを各学校、工夫を凝らし行っているところでございます。
議 長 寺原議員	寺原議員 やっぱり教職員の負担を少しでも軽減するために、スクールサポートスタッフを各学校1名配置をいただいたということは非常にありがたいことだと思っております。 それから、休校前にも、2番目の質問ですけど、不登校あるいは不登校気味の子

	どもたちがいたと思います。その子たちが長い休校を経て、学校再開した折に、どうなのかなと。私が聞いたところでは、逆に学校に出てこられるようになった子どももいるし、ちょっと難しい子もいると。なかなか難しいところであると思いますけど、その辺の状況はどうかをお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 子どもたちの様子についてですが、現時点では新型コロナウイルス感染症並びにそれに伴う臨時休業の長期化等が直接の原因である不登校については、報告はされておられません。 ただし、それを要因の一つとして登校渋り等が見受けられるという話は聞いております。 必要に応じて担任による面談を行ったり、スクールカウンセラーによる面談を行ったりすることで、対応を講じているところでございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	この問題については、ぜひ引き続き学校からの報告を受けながら、よろしく対応をお願いしたいと思います。 思いますに、長い休校の中で、私の家庭もそうでしたけども、家族の触れ合いができたという面では非常によかったんですが、大変でもあったというのが正直あります。それで、家庭によっては、やっぱり子どもの虐待があったりとか、そういうことはなかったのかなというふうにも心配もありました。ぜひ今後とも、そういうことに対しても情報を集めたりしながら、対応、ご指導をお願いしたいと思います。 それから、すいません、ちょっと、さっき聞くつもりでしたけど、先生方が忙しいこと、コロナの感染防止の対応で非常に忙しくなって、健康を先生方が損ねるといふような事実はありませんでしたでしょうか。お願いいたします。
議 長	教育課長
教育課長	先生方の様子についてですが、毎月開催しております定例校長会においても教育長のほうから各学校長に対して、教職員の心身の状態に配慮するようにと繰り返し伝えております。 具体的には、管理職による日常の積極的なコミュニケーションを通して、勤務状況や心身の健康状態について感じ取るとともに、メンタルヘルス不調の未然防止を目的としてストレスチェック等を実施したり、その結果をスクールカウンセラーとの面談や専門医への相談につなぐための働きかけに生かすようにということを伝えているところでございます。 今現在、コロナウイルスに関連しての先生方のメンタル不調ということでの報告は、まだ上がってきていないところでございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	特に、報告がないということで安心をしております。課題がいろいろと多い中とは思いますが、児童生徒や教職員の健康が守られるよう今後とも、ご配慮いただきますようお願いをいたします。 それでは、学校教育についての二つ目の項目であります少人数学級の実現について質問をいたします。 児童生徒の豊かな学びを保障するために、今年も教職員組合から小人数学級推進などの定数改善及び義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関わる意見書の提出を求める請願書が出されております。毎年続けられている要求行動であります、いまだ国としての実現には至っておりません。 そこでまず、現在、町教委として実施しておられる少人数学級措置はどのような

	ものか確認のためにお尋ねをします。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えします。 人数学級の取り組みについては、町独自で小学校2年生の35人学級に取り組んでおります。 また、福岡県市町村教育委員会連絡協議会を通しまして、県に対し教職員定数の改善と学級編制基準の緩和等に向けて国に働きかけるとともに、県においても独自にその推進に努めてほしいということで提言を行っております。 具体的には、義務標準法の改正による小学校全学年の35人学級の早期実現についてでございます。 町独自で少人数学級の実現を目指そうと考えたとき、教室の確保もさることながら、担任外の教員の状況等から教職員の確保が大きな課題となります。 現在、育児休暇等を取得された場合に、代替教員を確保することにも苦慮苦心をしているところでございます。 これらのことを鑑みて、少人数学級の実現には、やはり福岡県あるいは国に積極的に動いてもらわなければ厳しい状況であるというふうに考えておるところでございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	今の教育長のご回答で要求をしておられるということを聞きまして、ありがたいなと思います。 先ほどのお話の中で、特別支援学級が増えてきたということで、教室の問題もありまして、全学年、少人数学級ということになると本当に教室が足りないという状況も起きてこようと思います。 ただ、学校で3密を避けようとしても、もう本当に現実問題として到底できないと言わざるを得ない状況もあります。そんな中で、今こそ、私は少人数学級措置が必要ではないかというふうにも思いますので、ぜひ、今、教育長がおっしゃったようなところで、町としてもそうですし、県、そして国に上げていくというふうな要求行動をぜひ続けていただきたいというふうに思っています。 要求実現のためには、筑前町のみならず、例えば地元の朝倉郡・市が一丸となって要求行動を取ることも今後、必要じゃないかなというふうに思いますけども、その辺りは教育長どのようにお考えでしょうか。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 今、朝倉地域で少人数学級の実現要求や必要性はということでのお尋ねだと思いますが、特に東峰村については、もう、すでに人数が少数ですので対象となりはしません。それから、朝倉市ですね、ほとんどのところが大体、対象となる学校はわずかしかないうです。 それで、近隣の市町村とともにこの件について情報交換を行いながら必要に応じで広域で要求していくことも検討はしていきますけれども、そういった状況があるということだけは知っておいていただきたいと思います。
議 長	寺原議員
寺原議員	今の教育長のご回答で、やはり学校による違いが随分あると思います。よく分かりました。 ただ、今までずっと定数改善なり、それから国庫負担の元の2分の1に戻すと、戻してくれというふうな要求については、毎年毎年、要求活動、行動がされているのに関わらず、国として、なかなか実現ができないというような事実がありますの

	で、ぜひ強い気持ちで、要求行動をしていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。 個人的な意見ということでありますけれども、萩生田文科大臣が、確か7月の終わりに、PTAの連合の代表との会合の中で、少人数学級措置を進めたいというような発言もあっております。ここはぜひ、全国的な要求行動となるように、まずは地元での議論や取り組みを進めていただくことを強く望んでおります。よろしくお願いいたします。 それでは、第項目2の大刀洗平和記念館の運営についての質問に入ります。 記念館の前を通りますと、駐車場に車がほとんどない、記念館内でも容易に数えられるくらいの来館者しか見当たらないなど、今般のコロナ禍の影響により休館を余儀なくされたり、来館者が激減したりということで、大変心配をしております。 今年度の来館者数はどのようになっているのかお尋ねをします。そして、来館者の属性がどうであったかについても教えてください。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 平和記念館は、コロナ感染症対策により本年3月の4日から5月31日までの8日間、臨時休館を余儀なくされております。 6月1日からコロナ感染防止対策を行いながら開館をしておりますけれども、現在も全国的にも、福岡県内でもコロナ感染症が多く発症していることから、6月以降の入館者につきましても前年に比べ、大きく減少しております。 具体的な入館数をご報告いたしますと、本年6月は1,631人、7月は2,137人、8月は6,369人です。3か月の入館者数は1万1,137人となっております。令和元年6月から8月までの入館者数が計の2万1,238人で、前年と比べますと、マイナスの1万1,101人、53%の減少となっております。 しかしながら、8月だけを見ますと戦後75周年ということもあり6,369人の来館者があり、前年比の32%の減、少しずつではありますが、回復傾向にあると思われまます。 記念館はコロナ感染症対策を踏まえた来館者の確保の取り組みが必要となっております。来館者へのコロナ対策として、検温カメラによる検温、入館時の消毒やフィジカルディスタンスを確保するために、入館者数の制限も行っております。スタッフは定期的な館内消毒作業も行っております。修学旅行におきましては、大刀洗飛行場の説明を聞いたり、映画を鑑賞する多目的室も従来は200人程度入室をしておりましたが、現在は100人程度に抑えて運営をしております。 検温や消毒の確認、誘導などには、これまで以上に手間がかかり、スタッフの負担もありますが、安全で円滑な記念館運営に努めているところでございます。 併せて、来館者の属性についてご報告いたします。 6月以降、8月までの状況については、修学旅行を含め、ほとんどの団体の予約がキャンセルをされましたので、来館いただきました多くは家族連れ等の一般のお客様がほとんどでありました。駐車場の車につきましても県内または近隣県ナンバーがほとんどであったという報告を受けております。
議 長	寺原議員
寺原議員	今課長のご報告を聞きまして、私は逆に、ちょっとほっとしたじゃないですけども、もっと少ないと思っていたんですね。本当に飲食店なんか見るともう9割減とかいうことがもうよく言われております。それに対しまして、例えば8月であれば32%の減ぐらいで抑えられていると。普段からの取り組み、そういう大刀洗平和記念館の価値というものが来館者に浸透しているのかなというふうに思いまして、

	うれしくも思いました。 休館があったり、来館者が減ったりというデメリットは、大きいものであったと思いますけども、私は内側もある程度分かりますので、お客さんが少ないということで、普段はできない仕事の中でできたのではないかなというふうにも思います。そういうメリットについて、実際にはどうだったのかお知らせをお願いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 休館中の記念館スタッフの業務につきましては、通常業務の中でなかなか対応できなかった事務処理等を行っております。主なものとしては、ご寄贈を頂いた戦時資料、書籍等の整理、登録。これまで記念館で開催しました、戦争体験者の後援会の文字起こし。それから５月には企画課が主に担当いたしました特別定額給付金いわゆる１０万円給付金の申請書の点検や振込みのためのデータ入力作業にも記念館スタッフに応援をしていただき、従事をしていただいております。
議 長	寺原議員
寺原議員	普段できない仕事がこの期間にできたということについては、よかったのかなというふうに思います。 学校の来館状況なんですけども、課長の先ほどの回答で、学校団体の来館はほとんどキャンセルされて、今までは、なかったということです。学校団体の９月以降の来館予定がどのような状況になっているのかお尋ねをします。また、来館予定の学校についてこれまでとの違い、例えば、来られる地域ですね、こういう違いがあれば教えていただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 まず、修学旅行の全体的な状況でございますけれども、平成３０年度が３０４校、２万５,１７１人が来館しております。令和元年度は３月に休館をいたしました、２９４校、２万５,０１８人の子どもたちが来ていております。本年６月の開館以降、修学旅行の来館状況及び来年３月までの予約状況につきましては、９月２日現在で２０３校、１万９,７７７人となっております。 それで先ほど、ご質問がありました９月以降の予約状況でございますけれども、９月以降につきましては、これもちょっと昨年の数字を報告させていただきますが、２０１校、１万７,５５２人となっております。本年度につきましては、２００校、１万９,４６５人となっております、人数では昨年を上回る予約をいただいているところです。 特徴としては、従来の県外の修学旅行というよりも、福岡県内からの新規の来館予約をいただいております。福岡県全体で、９月以降１３２校、９,０４５人、昨年は９４校の７,０２８人でした。従来から来館をしてきておりました北九州の小学校が昨年の４９校から７６校に、人数も２,０００人増えております。新規の来館として、中間市のほうの小学校６校、４０８人、行橋市の小学校８校、６６８人、遠賀市が７校、４８６人などが新規として予約が入っております。 昨日も予約状況を確認しましたところ、これに加えて、その後、９校、約８００人が県内の予約があったというふうに聞いております。 一方でキャンセルもあっておりまして、その部分についての学校数は８１校、９,６１１人となっております。
議 長	寺原議員
寺原議員	今の話で、９月以降は学校もかなり盛り返していくという、ご報告で非常にうれしく思います。

	メディアの報道にもありますように新型コロナウイルス感染は減少はしてもゼロになるということはないと、いわゆるウィズコロナの状況を踏まえながら、これからの記念館のあり様を考えていかなければならないと思っています。 そのためには、短期、中期、長期それぞれの戦略が必要であると思い、私なりの考えを提起いたしますので、執行部の見解をお聞かせください。 まず、今すぐ行うという短期的戦略についてですが、今課長のお話にもありましたように、これまでの学校の来館状況を見ますと長崎県の小中学校をはじめとして、関西や関東など遠方からの修学旅行もあるなど、県外から多くの学校を受け入れていたのですが、福岡県内では、北九州市以外の地区の学校の来館は少ないという残念な状況があります。このため、昨年12月には、議員が3班に分かれ、福岡市、北九州市教育委員会をはじめ、県内6か所の教育事務所に出向き、平和学習による大刀洗平和記念館の利用を呼びかけたことは、ご承知のとおりであります。 コロナ禍の状況への対応として、各教育委員会や学校は修学旅行の日程や移動距離の短縮化を検討しています。つまり、これからは九州地区外の学校の来館はほぼ望めないということになるのかなと思っています。しかし、その一方で、県内の学校からの来館が期待できるということとも言えると思います。 つい先日のテレビ報道であっておりました、北九州市の小学校の修学旅行の例ですが、修学旅行は実施すると。北九州市の教育委員会の考えでありますけれども、修学旅行自体は実施をします。日程は1泊2日もしくは日帰りを2回、目的地は県内もしくは隣接県とするなどが言われておりました。結局この小学校は、平和学習として大刀洗平和記念館を見学し、地元の北九州市内に宿泊をするということでありました。この例からも分かりますように短期的戦略として、県内の各教育委員会、学校に対して、平和学習による大刀洗平和記念館の利用の呼びかけを早急に行うことが必要だと考えますけれどもいかがでしょうか。
議 長	企画課長
企画課長	コロナ対策として福岡県や福岡県教育委員会が県内での修学旅行を推進しております。その取り組みの効果が出ている状況でございます。 具体的な数字につきましては、先ほど報告したとおりでございますけれども、福岡県はモデルコースを作り、その中に大刀洗平和記念館を組み込んでいただいておりますし、県内を周遊する場合には、貸切バスへの補助制度を設定するなど取り組みを行っていただいております。 予約は、まだ増えている状況であり、コロナ感染防止対策を留意しながら修学旅行の対応に努めてまいりたいと思いますし、福岡県あるいは県教委とも今後でもできる限りの連携を取っていききたいというふうに思っております。 また、本年度は戦後75周年にあたり、特攻花の企画展、鹿児島、知覧、万世と大刀洗による合同パネル展など、そういったものをテーマに企画ものをしておりまして、新聞社にも多く記事として取り上げていただいております。 西日本新聞では直木賞作家、安部龍太郎氏による「大刀洗飛行場物語」も連載企画として現在も続いております。今後も、マスコミ各社への情報提供を図りながらPRに努めてまいりたいと思います。
議 長	寺原議員
寺原議員	ぜひこういう状況の中で大変だと思いますが、働きかけを連携を取りながらやっていただきたいと思います。 それから次に、中期的戦略、ここ2、3年内の取り組みとしてボランティアガイドの新規募集と育成が必要と考えております。 先日、現在活動しておられるボランティアガイドさん方の学習会に参加したんで

	すけども、その中でも自分たちも高齢化しているので後を引き継いでもらえる人たちを作ってほしいという切実な要望が出ておりました。 ご承知のように、特に学校が来館した折には、ボランティアガイドさん方に館内で案内をしていただく、あるいはフィールドワークで戦跡を案内していただくなど、記念館運営には欠かせない存在の方たちです。ボランティアガイドを新規募集して人が集まったとしても、一定程度の研修期間や練習期間がないと現場に臨めないことを考えると事業の取りかかりは少しでも早いほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。 また、募集の範囲ですが、筑前町に限らず、大刀洗飛行場に関係があった朝倉市や大刀洗町とも連携した呼びかけを行ってはと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 記念館にご協力いただいているボランティアは先ほど寺原議員がおっしゃったとおり、朗読、戦跡フィールドワーク、それから館内の解説ボランティアの3グループに活動いただいております。 ガイドの方々の活動が平和の発信、記念館の運営にとっても大事であるというふうに考えております。 各ボランティアの新規募集、育成については、各グループとの意見交換もさせていただき、前向きに対応していきたいというふうに考えております。 募集の範囲につきましては、筑前町が基本というふうに思っておりますけれども、町外からの希望等があれば、対応していきたいと考えております。特に先ほども議員がおっしゃったように、朝倉市、大刀洗とは、大刀洗飛行場平和事業推進協議会を筑前町合わせて構成しておりますので、この中で連携した取り組みができないかということも提案させていただきたいというふうに思います。
議 長	寺原議員
寺原議員	ボランティアガイドの方のぜひ活発な活動を今後とも期待をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 最後に、ここ5年くらいの期間を見込んだ長期的戦略として、学芸員の配置及び育成を考えております。それが必要ではないかと思っております。 大刀洗平和記念館に勤務しておりました折には、来館者の多くが町でこれだけの施設をよく造られましたねと感心をされておりました。それだけに、同程度の他の博物館系施設であれば学芸員が配置されているであろうになと残念に思うことも正直度々ありました。 今課長のお話にもありましたように、八女のご出身で、直木賞作家の安部龍太郎さんが西日本新聞に「大刀洗飛行場物語、四人の証言」を連載しておられます。戦時中の状況を知るには非常に興味深い内容になっておりますけれども、新聞に掲載される前には新聞社の方から内容が送られてきて、そのチェックを学芸員相当の仕事をしている記念館の職員が行っております。 学芸員に必要とされる重要な仕事の一つに、歴史上の事実の発掘、発見があります。これは実例を挙げて説明をしたいと思うんですけれども、記念館に勤務していた折に、お客さんから大刀洗は陸軍の飛行場だから、陸軍の飛行機である97式戦闘機が展示されているのは分かります。でも、何で海軍の飛行機である零戦があるのという質問を受けることがよくありました。現実的で一番分かりやすい説明としては、この零戦は南方の島で発見されたものを福岡航空宇宙協会が引き取って、日本に運びましたと。それを協会の方たちから、それを記念館に寄贈していただいたのでこうして展示しておりますということですね。ほとんどの方はそれで納得されるん

		ですけれども、そうでない方もおられます。つまり、歴史上の事実と目の前の零戦が結びつかないということなんです。そこで、いろいろ調べてみて分かったこととしては、戦争末期の昭和20年の3月に陸軍の特攻作戦を指揮していた第6航空軍というのが、福岡の薬院、今の九電体育館のあたりにあったんですけれども、海軍のこれが特攻の作戦を指揮していたんですが、その同じ、特攻が多く行われた時期でしたので、海軍の連合艦隊の指揮下に一時入ったんですね。このために、大刀洗は海陸共用の飛行場として使われるようになりました。当然、零戦も飛んで来ていたと思われます。事実に近いんですけれども、零戦が大刀洗飛行場にあったという明確な事実の裏づけがないため推定の域は出ないわけですね。 ところが最近、大刀洗に零戦があったという事実が発掘されました。終戦時に日本に進駐してきた米軍に対して、飛行機を含めた武器の引渡しが行われていたんですけれども、その記録の中に大刀洗飛行場に零戦が2機あったという記述がありました。この報告書は日本語と英語による記述があったんですけれども、2機あったと。そしてちなみに、97式戦闘機は6機あったと。また、夜須のほうにありました北飛行場には、一式戦闘機^{はやぶさ}隼が24機もあったという記録もあります。 この事実を発掘したのは、前記念館長の山本さんなんですが、よほどの意欲と高い専門性がないとこのような事実の発掘はできなかっただろうと思っています。 こういう事実は記念館のバックグラウンドとして、大きな知的財産になるものですし、こういう事実の積み重ねによって、施設としての評価や発信力が上がっていくものと思います。 このように考えますと、学芸員の資格を持ち、かつ意欲のある人を正職員、もしくはそれに準ずる待遇と勤務形態での雇用をするべきであろうと私は思っています。そして10年、20年と長く勤務してもらって、大刀洗のことは、この人に聞けば大丈夫といった存在の学芸員が必要であろうと思っております。 長期的戦略としての学芸員の配置について、町長のご見解をお尋ねいたします。
議 長	町 長	田頭町長 お答えいたします。 先日、県庁に出向きますと、いろんな自治体から博物館等の運営について相談があると、どこでも運営は厳しいと。そういった折には、大刀洗平和記念館を学びなさいと、そういった指導しているということを伺いました。それは大刀洗平和記念館は専門的な努力もさることながら、収支を念頭に置きながら運営をやっていると、このことが誘客の一つのエネルギーもなっていると。そういったことを学ぶことによって、各文化施設がより活性化していくのではなかろうかと、そういった話もいただいたところでもございます。 先ほどの質問でございます。 本年は戦後75周年でございます。戦争体験者も少なくなり、記念館で体験談を話していただく方も亡くなれております。また、貴重な戦時資料が散逸しないように、資料の保存、分析、展示をしていくことは重要です。 記念館の目的は、戦争の事実を伝え、平和の発信をすることにあります。専門性を持つ学芸員は、そのために必要なスタッフであると考えます。 現在、学芸員の資格を持ったスタッフおりませんが、担当スタッフがその業務を行っており、現状では業務を行っていくことができしております。職員による学芸員の配置は、本町は非常に史跡の多い町でもございます。そういった論点も考えながら、町全体の組織的な課題として検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長	寺原議員
寺原議員	全体的なところで、お考えを検討していただくということであったと思います。ぜひ、５年後、１０年後の記念館をイメージしながら、ぜひ、学芸員の配置も検討していただきたいと思っております。 町長のお話にもありましたように戦後７５年になりました。戦争体験者から直接お話を聞きすることが本当に難しくなっています。 その一方で、このような時代になってきたからこそ、大刀洗平和記念館の存在意義や価値というものは、これまでも増して大きなものになっていくと思います。 これからも、平和の発信基地である大刀洗平和記念館を町を挙げて応援していただくことをお願いして、また、応援していくことを誓いまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これで１番 寺原裕明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 １１時０５分から再開をいたします。 （１０：５１）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１１：０５）
議 長	１２番 河内直子議員
河内議員	質問の前に一言申し述べさせていただきます。 このコロナ禍の中での大型台風１０号の到来で、町長はじめ職員の皆様におかれましては、大変なご苦労されたことと存じます。本当にお疲れさまでした。 気象庁によると、今年の台風は１０月あるいは１１月にもあり得るということです。今後とも町民の健康、財産、生命を守るため、ご尽力賜りますよう心よりお願いを申し上げます。 それでは、通告に従い、順次質問させていただきます。 まず、財政について、大きく４点お尋ねします。初めに、特定目的基金についてお尋ねします。 筑前町には、特定目的基金が数多くありますが、地域振興、公共施設等整備、ふるさと応援、多目的運動広場整備等、農業振興、子ども未来、平和、そったく、森林環境譲与税、退職手当準備基金について、各々の特定目的基金の使途はどうなっているのかお尋ねをいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 今議員が言われましたとおり、令和元年度末時点で１０の特定目的基金を設置しております。 それぞれの基金条例において目的を定めておりますが、今議員が言われました順に、簡潔に目的のみ申し上げていきます。 地域振興、公共施設整備、魅力的なふるさとづくり、多目的運動公園の整備、農業振興、子どもの健やかな育成、平和なまちづくり、高齢者福祉、森林環境整備、退職手当対策、これらの目的に１０の特定目的基金を今設置しておるところでございます。
議 長	河内議員
河内議員	それでは、地域振興基金の中で、文化事業、健康づくりスポーツ活動事業、イベント開催事業で、どの事業にどれだけの基金が使われたのかお尋ねをします。

議 長	財政課
財政課長	地域振興基金、これについて充てる事業につきましては、基金条例の中でも明記をさせていただいております。 地域経済及び産業振興事業のほかに、環境、文化、健康づくりスポーツ推進、イベント、地域福祉、高度情報化、人材活用、地域づくり事業施設、男女共同参画など、魅力あるまちづくり推進のために幅広いものとしておる基金でございます。 これまでの活用につきましては、主に環境整備事業、高度情報化事業に活用してきたところでございます。 現在は特に下水道事業への補助金です。下水道事業の公債費相当額は毎年7億円以上補助をしておりますけど、その財源として毎年度1億円を財源として、この基金から今活用させていただいております。 ご質問がありました健康づくりスポーツ推進、イベント事業等につきましては、そったく基金、ふるさと応援基金などを活用しております。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	次に、ふるさと応援基金についてお尋ねします。 ふるさと応援基金の中には、大刀洗平和記念館事業も入っていますが、平和基金は別途必要なんでしょうか、お尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	平和基金につきましては、ふるさと応援寄附金を財源として積み立てているものではございません。平和推進のための寄附金を基金とし、平和推進事業に活用させていただいている基金となっております。 ただ、議員が今言われましたとおり、ふるさと応援基金の中にも大刀洗平和記念館事業分がありますので、今後、基金の整理については検討が必要だというふうに考えております。
議 長	河内議員
河内議員	次に、多目的運動広場整備等基金についてお尋ねします。 多目的運動広場整備等基金には基金が1億5,000万円以上積み立てられています。整備も終了し、使用料も徴収しているのに、維持・管理・運営に充てるには多額過ぎるのではと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	多目的運動公園の維持・管理と運営費につきましては、年間約3,000万ほどとなっております。使用料収入約300万、そしてこの基金から毎年約1,300万ほど繰入れをしております。残りは一般財源となっておりますけど、この状況で運営をしております。 なお、令和2年度につきましては、パークゴルフ場のトイレ設置工事に約900万円の繰入れを行うということとしております。 今後の施設の老朽化等による改修なども見据えるとやはり一定額の積立ては必要ではないかなというふうに考えております。
議 長	河内議員
河内議員	次に、子ども未来基金についてお尋ねします。 子ども未来基金は、平成28年度末で約5,758万円、令和元年度が5,855万円となっております、この5年間、利息を積み立てるのみで、基金を活用しての事業は行っていないのではと思います。 今後、この子ども未来基金を活用しての事業予定はあるのかお尋ねをいたします。
議 長	財政課長

財政課長	令和3年度に計画をしております民設民営でありますけど、保育所建設費に対する町補助金の活用を今現在一つ考えておるところでございます。
議 長	河内議員
河内議員	次に、減債基金についてお尋ねします。 減債基金の残高が1億2,812万円ほどありますが、繰上償還、あるいは定期償還に充当する計画はないのかお尋ねをします。
議 長	財政課長
財政課長	現在、町債の残高が残っています分につきましては、ほとんどが国からの財政融資分となっております、繰上償還時に、それ以降の利子相当額を補償費という形で支払う必要がございます。結果的には繰上償還をしても、それ以降の利子が減らないようなものでございます。ただし、この財政融資以外の町債の残りの分も少しございます。この分につきましては、繰上償還について状況に応じて検討していきたいというふうに今考えております。
議 長	河内議員
河内議員	次に、そったく基金についてお尋ねします。 2億円あった平野氏からの寄附金、そったく基金も残高が4,864万円になりました。今後はそったく基金を活用した、どのような事業に取り組んでいく計画なのかお尋ねをします。
議 長	財政課長
財政課長	平成21年度に平野さんから、ご寄附をいただきました2億円をそったく基金とし、これまで、福祉及び農業振興に主に活用させていただいてきたところです。 また、平野さんのご寄附を後世に伝えるということも目的に、そったく号やそして久光パークゴルフ場建設などにも活用をさせていただいたところでございます。 残りにつきましても、後世に伝えることを検討し、活用をさせていただきたいというふうに思っております。
議 長	河内議員
河内議員	次に、財政調整基金のあり方についてお尋ねをします。 初めに、一般的に財政調整基金は、標準財政規模の何%が適当と言われているのか。それに当てはめると筑前町ではどれくらいになるのかお尋ねをします。
議 長	財政課長
財政課長	財政調整基金がどのぐらいが適当なのかというのは、特に示されているというものではございません。平成28年度に国が調査を行った結果が全国平均が標準財政規模の10%、財政調整基金額が10%であったという結果となったということです。本町は標準財政規模約75億円でありますので、7億5,000万ほどになるということになります。
議 長	河内議員
河内議員	町長は標準財政規模の20%以上が必要とよく言われていますが、20%以上が必要という根拠は何なんでしょうかお尋ねをします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 総務省が取りまとめました財政調整基金の平均等々は、今財政課長が言いました10%程度でございます。これは率が確定したものではございませんで、適当だろうということでございます。 ただ、総務省が調査をいたしました全国市町村の財政調整基金の残高調査、これによりますと5%から20%の範囲が約80%あるわけでございます。そういったことからすれば、その上限の20%程度は、将来の人口増あるいは人口減に備えて

	キープすべきではなかろうかということで、標準財政規模が約75億、そして20%で約15億、なおかつ、最近は災害等が頻発しておりますし、アフターコロナ後の景気、あるいは本町にも、やがて人口減少が押し寄せてまいりますので、その折のことを考えますとプラス5億円で、20億円程度が必要だと考えているところであります。
議 長	河内議員
河内議員	では、そもそも財政調整基金というのは何なんでしょうか。 財政調整基金というのは、地方財政法第7条で、歳入歳出の急な変動に備えるための基金であり、決算剰余金の2分の1を下らない金額を翌々年度までに積み立てるか、または、地方債の繰上償還に充てることが義務づけられています。 筑前町の財政基盤、財政構造の特徴に規定された過去の経験的事実などに即して、必要な積立額水準を考えるべきではないでしょうか。再度、見解をお尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	本町の財政調整基金のありようにつきましては、先ほど財政課長が説明いたしましたけれども、財政調整基金の中に、本町の特徴として下水道事業がございます。非常に多額の起債がございまして、償還ピークは今後やってまいります。そのことを含めて財調で対応するような計画を以前は持っておりましたけれども、総務省のほうも財政調整基金については、極めて注視をしておりますし、その自治体の財政力に余裕があるというような判断をしがちであります。そういったことからしまして、下水道会計の繰出金相当については、特別会計に回すべきだろうというふうな判断で、振興基金のほうに変更したわけでございます。 まだうちの財政調整基金の中には、そういった特定目的的内容のものも、いくらか含まれております。そういったことで財政調整基金を今の額にしておきたいと。当然、財政規模の1割程度ということは存じておりますけれども、やはり災害が3年連続やってくるような状況、そして隣接する自治体の非常に災害後の財政状況の厳しさ等を考えますと、やはり余裕を持った貯蓄が必要であろうと、そのように考えるところであります。 ただ、この中で一番大事なものは人口問題でございまして、人口減少が進めば、ますます、収入が少なくなっておりますし、うちのほうで大きなウエイトを占めております。上下水道会計、これは人口減少が大きく影響いたします。そのことも踏まえますと、やはり標準的なものプラスが必要だろうと、そのように考えます。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	では次に、長期収支計画についてお尋ねをします。 基金と地方債残高の妥当性は、長期収支計画がしっかりしていることに掛かっています。しっかりとした長期収支計画を策定すべきと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	平成30年2月に平成30年度から5年間の筑前町中期財政計画を策定いたしまして、財政調整基金の繰入れに頼らない財政運営をその中で目標としているところでございます。 本町の財政規模につきましては、社会情勢や国の施策変動を受ける影響が大変大きいことから、長期的な計画につきましては、予測が困難でございます。そのことから、中期財政計画としておるところですけど、毎年、財政収支の見通しの見直しも行っておるところでございます。 なお、本町の財政状況が厳しい最大の要因でございます一般会計と公共下水道の

	公債費、この見通しにつきましては、長期の見通しを併せて行っておる、そういった計画としておるところでございます。
議 長	河内議員
河内議員	自治体財政は蓄えるためにあるのではなく、住民の仕事と暮らしを支えるためにあるということを申し述べ、次に進みます。 次に、子どもたちを取り巻く環境について2点お尋ねします。 私の質問の前に、寺原議員からも同様の質問がありましたが、なるべく重複しないよう質問させていただきます。 初めに、新学期になり、子どもたちへの対応に心配はないのかということについてお尋ねをします。 長期の休校を経た子どもたちの状態は、手厚い教育、柔軟な教育を求めていると言えるのではないのでしょうか。今の子どもたちの状態の特徴の一つは、学びの遅れと格差ではないのでしょうか。休校中の学校は、課題プリントを配りましたが、先生や友達とのやり取りもなく、習っていないところを1人で学ぶというのは、無理があったのではないのでしょうか。保護者が教えられるかどうか、通塾やネット環境の有無など、これまでとは違う深刻な格差が生まれています。 もう一つは、不安とストレスです。子どもたちの多くは、学校が始まって、うれしいと思っていますが、その一方で、コロナのことを考えると嫌だ、集中できない、すぐ、いらいらしてしまうなどの不安やストレスを抱えています。手厚い教育というのは、学習が遅れた子どもへの個別の手立てという点でも、心のケアを丁寧に行うという点でも、体制が手厚いということです。柔軟な教育というのは、学習指導要領どおりを優先させて授業を詰め込むのではなく、子どもの成長を優先させ、学習とともに、子どもたちの人間関係の形成、遊びや休憩をバランスよく保障するという点です。子どもたちの心身のケアをしっかりと行うことは、学びを進める上で前提になります。 これらを踏まえ、新学期になり、子どもたちへの対応に心配はないのかお尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業の長期化、夏季休業の短縮、新しい生活様式での学校生活等、子どもたちを取り巻く環境は例年とは違うものになってきております。 そのため、5月下旬に教育活動の再開に当たっては、子どもたちの不安を少しでも和らげるために、休業中の様子や再開にかかる不安等がないかについて子どもたちへのアンケートを実施いたしました。 議員がおっしゃるとおり、学びに対する遅れ、不安等も含まれていると思います。 その中で、必要に応じ、担任による教育相談やスクールカウンセラーによる面談等を実施し、対応に当たっているところでございます。
議 長	河内議員
河内議員	次に、特に気がかりになっている小学校1年生についてお尋ねをします。 小学校1年生は、これまで保育所、幼稚園へ行くときには、親が送迎する、あるいは送迎バスで送り迎えされてきたわけです。小学校に入学し、集団登校で地域の子どもたちと一緒に結構な距離を歩いて登校します。今年の新1年生は入学式の後、休校となり、まさに今が新生活のスタートと言えます。その中で、みんなと一緒に登校できていない子がおり、心配しているところです。 これまで2回ほどは、お母さんが付き添って、1回は6年生と一緒に登校してい

	たのを見かけていましたが、それ以外は見かけていません。学校に確認したところ学校には登校しているとのことでしたが、登校手段までは把握していないということでした。 他の地域にも、集団登校できていない子がいるのではと心配しています。実態は把握しているのか、また、その対応はどうしているのかお尋ねをします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 先ほど答弁しましたとおり新型コロナウイルス感染症、並びにそれに伴う臨時休業の長期化等が直接の原因である不登校については、報告されてはおりません。ただし、それを要因の一つとして、登校渋り等が見受けられるという話は聞いております。 議員がおっしゃるとおり、特に1年生については、集団登校へ不慣れであり、その抵抗というのも見受けられるかと思います。いずれにせよ、学校と保護者が連携を密にしながら、対応を丁寧に行っていきたいと思っております。
議 長	河内議員
河内議員	先ほども申し述べましたが、子どもたちの心身のケアをしっかりと行うことは、学びを進める上での大前提です。今後も一人一人に寄り添った心身のケアを最優先に進めていただきたいと思います。 次に、少人数学級の実現についてお尋ねをいたします。 ご存じのように新型コロナウイルスはしたたかなウイルスで、長期に共存することが必要となってきました。その中で、共存のための新しい生活様式の模索と定着が社会の課題となっています。 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の新しい生活様式の実践例は、人と人との距離の確保が感染リスクを大幅に下げる。ですから、身体的距離、できるだけ2メートル、最低でも1メートル空けるの確保が新しい生活様式の筆頭に挙げています。ところが国の制度は、40人学級、その下で、その地方独自の少人数学級は、30人から38人で、かつ学年限定がほとんどです。文部科学省出展の学校の新しい生活様式の資料は、1教室20人だと、最低1メートルはクリアできるが、40人だと1メートルも確保できないことを示しています。政府として、最低1メートル人との距離を空けることを新しい生活様式として推奨し、テレビの司会者も、スーパーのレジでも距離を取るようにしているのに、学校の教室だけ身体的距離と無関係にコロナ前と同じというのは、説明のしようのない矛盾ではないでしょうか。 しかも、地球規模のLAN開発とグローバル化の中で、新たなウイルスが人に伝播する頻度が高まっており、今の事態が収束すれば、おしまいという話でもありません。 1日で最も長い授業で座る場所は、少なくとも身体的距離の保障を目指すよう大人が努力しないと筋が通らないのではないのでしょうか。 子どもたちのソーシャルディスタンスについて、どのように考えているのか見解をお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 国が示す新しい生活様式では、人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートルを空けることを推奨しています。 文部科学省は、9月3日時点での最新の知見に基づき、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを改訂いたしました。その中で身体的距離の確保については、地域の蔓延状況を踏まえ、1メートルを目安に学級内で最

	大限の間隔を取ることとされています。補足として、これは、あくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて柔軟に対応することが可能であり、施設の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、できるだけ距離を離し、頻繁な換気を行うことやマスクを着用することなどを組み合わせて行うことにより、現場の状況に応じて柔軟な対応で3つの密を避けるよう努めることと記されております。 このマニュアルを基本とし、本町としましては学校が3つの密となりやすい場所であることには変わりはありませんので、今後も可能な限りの身体的距離を確保するよう努めていきたいと考えております。
議 長	河内議員
河内議員	今年6月10日の衆議院予算委員会で、日本共産党の志位和夫委員長は、今回の事態を踏まえ、少人数学級の取り組みを加速させると約束することを求めました。 これに対し、首相はコロナという状況を受けて、どのように考えていくか、コロナを経験した上においてコロナ後を見据えてどう対応していくかということについては、萩生田大臣からコロナ後の学校のあり方というものをしっかり検討していきたいとあったように、そうしたことを踏まえて検討していきたいと答弁しています。 これは、長く錆びついていた少人数学級実現への扉を動かした重要な質問と言えるのではないのでしょうか。 その後、7月2日には全国知事会、市長会、町村長会が新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言で、今後、予想される感染症の再拡大時にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により、児童、生徒間の十分な距離を保つことができるよう、教員の確保がぜひとも必要であるという提言を発表し、7月17日には政府の経済財政運営と改革の基本方針2020では、全ての子どもたちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について検討すると掲げられました。 また、8月20日には、文科省諮問機関では、中教審答申案の作成に向けた骨子案は、新しい生活様式を踏まえた身体的距離の確保に向け、教室等の実態に応じて少人数編制を可能とするなど、新時代の教室環境に応じた指導体制や必要な施設、設備の整備を図ると掲げられました。 さらに、8月25日には、政府の教育再生実行会議が開かれ、委員から少人数学級を進め、30人未満の学級にしてほしいとの意見が出され、これに対する異論や反対意見はありませんでした。会議後の会見で、萩生田文科大臣は、多くの人が方向性として共有できる課題であり、できることから速やかに行っていきたいという意欲は持っているとして述べ、少人数学級を来年度から段階的に進めるため、必要な予算要求を行う考えを明らかにしました。 前回同様、本会議にも少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関わる意見書の提出を求める請願が提出されています。全会一致で意見採択となるよう願っています。 今から5年前、2015年2月23日の衆議院予算委員会で、日本共産党の畑野君枝議員の35人学級の推進を国として決断すべきという質問に対し、当時の安倍首相は、小学1、2年生では実現しているが、さらに35人学級の実現に向け、鋭意努力をしていきたいと答弁しています。 しかし、国の制度としての35人学級の実現は遅々として進んでいません。政府に対し、約束の速やかな履行を促すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。

	私も少人数学級には積極賛成でございます。 数年前、本町では先駆けて少人数学級に取り組みました。しかし、いかんせん財政を伴うものでございます。やはり国の制度として確立していただく、そして補助金を確実に市町村へ交付していただく、その制度がないことには継続しないと、そのように認識しております。 町村会としても、もちろんこの案件については、提案をしておりますし、要望していきます。市長会等々と連携しながら進めていきたいと考えます。
議 長	河内議員
河内議員	最後に、子どもも保護者も学校再開を喜んでいますが、心のケアは一部の子どものもことでなく、子ども全員の問題だという認識が大切ではないでしょうか。3か月もの休校、マスクをしながらの生活、保護者の収入の減少など、いずれも大多数の子どもにストレスをもたらすものです。大変な目に遭ってきた子どもたちを温かく受け止め、つらかったことや、思ってきたことを出し合いながら、授業も徐々に進める、そんなゆったりした時期をきちんと過ごさないとコロナ世代の子どもたちの学力形成も含む、育ち全体に深刻な被害をもたらします。コロナの経験をしっかりと語り合うことは、一人一人の大切な出発点になるはずです。その機会をぜひ保障してあげてほしいということを強くお願いし、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで暫時ではありますけれども休憩をし、清掃をやってすぐに始めさせていただきたいと思います。 (11:39)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:41)
議 長	10番 山本久矢議員
山本議員	通告書に基づき質問をしたいと思います。 1番、公共施設等の点検・管理はと、2番目の小中学校と3番目は長期的な点検整備計画をということで書いております。 1番の公共施設等の点検・管理はということで、(1)安心安全で利用されるは、めくばーに点字ブロックがあります。その上を磁気のついた履物、シューズ、シニアカー、電動車椅子等で通るとアナウンスが流れるはずだがということで、反応がないように思いますということで、点検を行っているのですかということで、通告書に書いております。しかし、もう通告書を出した後で、自分が出す前にめくばーに行けばよかったんですが、ちゃんと流れておると。その後、担当の課長さんから「ちゃんとアナウンスは流れますよ」ということで、この件に関しては返答はいいです。 めくばーにそういったアナウンスがあります。では、コスモス周辺といいますか、点字ブロックはあります。尋ねたら、アナウンスは流れないということを返答されました。では今後、弱視なり、全盲の方たちが訪れたときに、その案内が流れたらさぞ便利やろな、利用しやすいやろなという環境というか、そういった設備はされるんでしょうか、そこをお尋ねいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 コスモスプラザについては、めくばーと同様の施設がもともとないということでございます。今後、検討をということでございますけど、平成28年施行の障害

	者差別解消法、この大きな理念といたしまして、障害者の方が日常生活または社会生活に相当な制限を受けるということがないよう、合理的な配慮が必要であるということとなっております。 同じような施設が必要かどうかということも含めて、そういう目の不自由の方ということが対象になると思いますけど、もう具体的にいつ、どんな場面で困っているのか、その困っていることを解消するためには、どういった配慮が必要か、そういったことを全般的に考えて、検討することが必要ではないかなというふうに考えます。
議 長	山本久矢議員
山本議員	今の返答で分かりましたが、できるだけ設置してほしいなというのと、やっぱりハンディキャップを負った方、弱視になり全盲、また全ての障害者に優しければ全ての人に優しい施設にもなるわけですから、しっかりと検討なりしていただいて、設置に向けて動いて欲しいなと思います。 では、2番です。 敬老館の男性用お風呂の柱からお湯が漏れているようだがということで、大丈夫なのかと。構造が鉄筋か鉄骨でできているのか、その点不明だったので一緒に鉄筋鉄骨の腐食が進んでいるのではないかと。状況はということでお尋ねしております。 これは一般質問で出すようなことではないのかもしれませんが、これは何年前だかちょっと記憶は忘れましたが、一般質問じゃなく、そのときの担当者に柱から漏れてますよと。点検せんといかんとじゃないですかと質問しております。そのまま返答が返ってこないまま、今年ではありませんが、昨年お風呂を利用させていただいたときに柱からお湯が漏れておりました。お風呂に座てみると、ちょうど目線のところあたりから、柱あたりから漏れております。大丈夫ですかということで、腐食等はないのかもしれませんが、そこら辺の点検なり状況は把握されているんでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 ちょっと数年前と、そのお話しされた件につきましては、敬老館のお風呂につきましては、運営を社会福祉協議会にお願いをして、管理人さんを置いて、運営をしてもらっているところです。 長くいらっしゃる管理人さんもうらっしゃいますけど、ちょっと、その話については、ちょっとなかなか知らないということでした。 ただ議員が言われています敬老館の男性用のお風呂、私も昨日見にまいりました。窓際に、これぐらいの給湯口ですかね、お湯が出てくるところ、それが2か所ございます。その柱のところ、そこが柱だろうと思いますが、すぐその下がタイル張りになっておりますけど、そのタイルの目地のシリコンがちょっと剥がれているというのは私も昨日確認をしてきましたし、そこからお湯が、すぐ給湯口のすぐ横でありますので、やっぱり、どこからか入って、そのシリコンが剥がれている部分から出ているという状況を目視ですけど、確認をきています。 この点検につきましては、定期的にやっておるところでございますけど、ちょっとなかなか分かりにくいところでもございまして、今まで管理人さんも気づかなかったという状況なのかなというふうに思っております。確認を早急に行いたいと思いますけれど、コスモスプラザにつきましては、平成14年度に完成をした建物でございまして、構造は、鉄筋コンクリートの構造となっております。ちょっと見た限りでは今、現在大きな支障はないものかなと思っておりますけど、点検を行いたいと思います。

議 長	山本久矢議員
山本議員	課長も確認されたということで分かりました。 しかし、そんなに影響はないのではないのでしょうかということなんですけども、やっぱり心配なんですわ。コンクリートがしみて、鉄筋が錆びるということもあり得ると思います。 早急に点検なり、修繕なり、1週間程度、休館というかお風呂が休みのときがあると思いますので、その辺りで点検をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。 では、2番目の小中学校の校舎の一部が破損、剝離しており、危険であるということで質問をいたします。 文教厚生常任委員会で学校訪問した際に、教育課長や校長先生やらと施設を点検なり回りました。(1)中牟田小学校の一部がモルタルといいますかコンクリート片が落下していると。現在はそこに近寄らないようにパイロンをしたり、ロープを張ってあるようです。たまたま子どもたちがいなかった、また、人がいなかったということで、けが人等は出ておりませんが、子どもたちが遊んでいたり通行していたときに上から落ちてくるっっちゃうことは、コンクリート片ですよ、頭に当たればもう大けがなり、それ以上の問題になると思います。その状況はお分かりでしょうけど、一緒に、課長も回ってあるんで分かると思いますが、今後どのようにされるのか、どの程度の剝離なり、そこだけじゃないと思いますが、どのように把握状況してあるんでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 中牟田小学校の南校舎の東側職員通用口の3階パラペット部分の外壁モルタル落下につきましては、幸いけが人にありませんでしたが、大変な大事故になりかねない事案であったというふうに思っております。 落下後の状況につきましては、直ちに該当箇所だけでなく、南側校舎全体に立入禁止措置を行い、落下の箇所については、補修工事を直ちに行いました。 さらに、補修工事と併せて南校舎全体に工事用の仮囲いを設置し、真下に入らないような措置を現在も行っております。 3階パラペット部分については、打診による点検を行いまして、8月末に補修工事の業者が決定し、工期が11月30日で補修と防水工事を行うように予定しております。
議 長	山本久矢議員
山本議員	専門業者に依頼をして11月あたりには終了するということの返答です。 そこだけじゃなくて、全体的に校舎が、どの中学校、小学校でも特に小学校あたりはかなり古い校舎が存在しております。ということで、しっかりと点検を行って、子どもたち、また、ほかの方たちにも危険が及びますので、しっかりと点検修繕を行ってほしいと思います。 では、2番目、三輪小学校の校舎も一部剝離しているし、中の鉄筋が錆でいるところが何か所もありました。課長もご存じだと思いますが、それに対して、中牟田小学校と同じなんですけど、どのように対応されるんでしょうかね。 お願いいたします。
議 長	教育課長
教育課長	三輪小学校につきましては、校舎の鉄筋が錆びて膨張し外壁が剝離している箇所が職員駐車場の上部他、数か所ございました。 現在一部は、真下に入らないように囲いをしたり、車両の移動を行っていただい

	たり、また、子どもたちに対しては危険な場所には近寄らないようにという注意喚起を図って対応しているところでございます。 今後の対応策につきましては、個別の施設計画に併せて対応を順次していきたいと考えております。
議 長	山本久矢議員
山本議員	ちょっと若干県外の学校のことを申しますと、平成元年ですけども、木津川市立木津小学校ですかね、校舎の外壁のモルタルが落下していることを確認と。事故の状況としては、校舎は昭和52年完成とかなり古くなっております。校舎の2階グラウンド側ということで、大きさとしては、モルタルの一部で20センチ、厚さが3、4センチ、重さ的には15キロと。15キロの重さが、これもやっぱり三並小学校なり、中牟田なり、三輪小でも、どこの校舎でも起こり得る事故だと思います。 また、木津川小学校、同じ学校なんですが、プールの目隠しの外壁ブロックが倒れた事故等もありましたよね。子どもが亡くなるということもありました。それなので、もうしっかりと学校施設なり、そういった校舎に関しては、しっかり点検なり、修繕を早期にやっていただきたいと思います。 (2)の②、屋内消火栓が機能しないようなんですが、火災が発生した場合にどうするんですか。手持ちの消火器だけで消すんですか、消防署に電話して、消防車が来るのにやっぱり5、6分かかりますよね。初期消火なり、それが一番大事なところなんですが、大きく延焼する場合がある。また、被害者なり、けが人等が出ると思います。 消火栓は点検を年2回ほどやらなくちゃいけないと思います。点検ですね。検査は消防署の方から来られると思いますが、年に1回だと思います。機能しないということは点検をやってないんですかね。そこら辺の状況をちょっとお聞きしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学校消防施設につきましては、毎年、定期的な点検を実施しております。そこで不具合等が報告された場合には、速やかに修繕等の対応しているところでございます。 三輪小学校の屋内消火栓につきましては、この点検で報告されたものと思われますが、漏水が認められたために、現在、自動電源を止めている状態で、手動電源での対応ということになっております。 現在は、漏水箇所の調査を行っている最中でありまして、調査終了後、速やかに対処工事を行うように予定しております。 以上でございます。
議 長	山本久矢議員
山本議員	点検の折に、要するに漏水が見つかったということで、今のところ止めていると、手動で行うということですが、早急に修理しないと、なかなか火災が発生するということは、なかなかないとは思いますが、もしものときに消火が間に合わなかったと、遅かったと。やっぱり最初5分以内ぐらいが、もう最高の初期消火の時間だと思います。しっかりと早急に修理を行ってください。でないと大変なことになる可能性もあると思いますので、よろしくお願いいたします。 では(3)東小田小学校の樹木の管理状況はということで、ここに書いておりますが、玄関前の記念樹的な部分でクスノキも大分大きくなっております。クスノキの枝が落下しております。大きさ的にはそんなに大きくはないんですが、やっぱり子どもや来校者に当たれば大けがになる可能性もありますし、車等に当たれば車が

	傷つくといろんな状況があると思います。そこの玄関前の大楠の枝、また大きい枝なりいろんな剪定なり、切ったりするでしょうけど、それはもう専門家に点検なり、お願いしてやっていただきたいと思います。今後、クスノキ、樹木に関しては、どのように今後されるのでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 東小田小学校の玄関前のクスノキにつきましては、学校のシンボリックな樹木でもあります。現状として、かなり生い茂っているような状況にあります。安全対策のためにも、学校運営協議会等でどのように、どのような形で剪定をするかという方針を決定していただいた後に、学校のほうで剪定を行っていただくというふうな予定を組んでいるところでございます。
議 長	山本久矢議員
山本議員	学校運営協議会等々の会議というか、お話をしていることなんですが、学校後援会の一部の方から、もう後援会で切ろうかという話がありました。しかし、やっぱり小学校と管理している教育課なり町としては、町からするべきじゃないかと思っております。早急にですね、大きい枝が落ちるということはまだないとは思いますが、落ちる前にしっかりと業者に任せて剪定なりしていただきたいと思います。しっかりとお願いいたします。 次に、(4)三並小学校の玄関前と書いておりますが、県道側ですね、77号線、樹木の管理はということで書いております。県道77号線は、多くの車両、特にトラック等いろんな車両が通っておりますが、今は台風の関係で土砂崩れというか、77号線が通行止めになっておりますので、少なくともなっておりますが、相変わらず車は通っております。ということで、77号線に小学校の敷地から枝がざっと道の上に被さっている状態ですね。校長からお話を聞くと私は、もうそれ以上責任を持ちきれないので、切りきれんと。小さな枝やったら切れるかもしれませんが、剪定できるかもしれませんが。これはトラックとは限らず通行する車両に当たれば大事故になる可能性もあるし、後続車もついてきている場合には大事故につながるということで、ちょっと心配しております。人に当たれば、また児童や歩道を通行される子どもたち、いろんな方が通られると思いますが、直接、体に当たると、また大怪我の可能性があるので。その管理といいますか、今後その樹木に関してどのようにしていくのかお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	三並小学校の県道側の桜の木につきましては、2、3年前に電柱のやり替えを行った際に併せて県道にかかる部分については、切っていただいたという経緯がございます。 子どもたちにつきましては、東側の正門と西側の階段から登下校しているために桜の下を通っているということはないということでした。 桜の木につきましても学校や地域の思いのある木でもありますので、ただし、安全確保する必要もあります。学校運営協議会でどこまでどのように剪定するのかというのを協議を重ねていただきまして、その後、町としても対応していきたいと考えております。
議 長	山本久矢議員
山本議員	生徒というか子どもはそこを下を通らないということなんですが、子どもたちだけが通行、遊びのときとかは通る可能性もありますよね。一般の方なり通ることもあると思います。早急に対応されて欲しいなと思います。あのときしておけばよかったということにならないように、大事故にならないようにということで、しっか

	りとした対応をお願いしたいと思います。 最後に、いろんな公共設備なりの長期的な点検整備計画、並びに修繕計画をということで書いております。 学校の校舎を含め公共施設総合点検計画、並びに修繕計画を立てるべきではないかということで書いております。 校舎は最初の方にちょっと少し述べましたが、結構古い40年から50年あたりに建てて、それぐらい経っている校舎が多いのではないかと思います。あっちこっちというか、どう言ったらいいんですかね、こっちが剝離したから点検修繕を行う点検をするという、もちろん早急な点検修繕は必要ですけども、長期的に計画修繕点検計画を立てられたらどうですかということです。 それと、1、2年でしなさいとか、2、3年でしなさいとか、そういうのはなかなか無理だと思いますし、お金のほうもかかりますので、例えばの話ですが、今年度は三輪小学校の校舎を全部点検すると。来年度は三並小学校とか再来年度は東小田小学校と、そういった点検計画、その途中でいろんな剝離したり落ちてくれば早急に修繕は必要だと思いますが、長期的な総合点検計画を立てるべきではないでしょうかと。 教育課としては、子どもたちの命も大事な、はっきり言って今学力向上、県レベルで何番目、全国レベルで何番目ということも、それは大事だと思いますが、子どもたちの命がかかっているんですね。校舎が落ちてきたら、同じことを何度も言いませんが、そういうことで大変なことになる可能性もあるんで、公共施設、特に小学校もちろん中学校も入りますが、長期的な点検、修繕計画を立てるべきじゃないでしょうかということで財政課長ですかね、お答え願えますか。
議 長	財政課長
財政課長	本年度におきまして、個別施設計画の策定をしておるところでございます。 小規模な建物を除きまして、学校含む公共施設全ての個別施設計画となります。 この計画策定の目的につきましては、地方公共団体の厳しい財政状況が続く中で、過去に建設されました公共施設がこれから大量に更新時期を迎える、本町に限らずということでありまして、その対策を検討していくために施設ごとの状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担におきましても軽減標準化を図ることを目的に計画を策定するものです。 具体的には、施設それぞれ点検及び劣化診断を行います。これによって得られた施設の状態から維持管理・更新等に関わる優先順位の考え方、対策の内容や実施時期などを定めるための計画となります。本年度中に策定をいたします。 また、厳しい財政状況の中で将来の維持補修及び更新のための財源確保が必要となりますので、基金及び補助金の確保、地方債の計画的な借入れなど、将来を見据えた財政運営が重要であるというふうに今考えておるところです。
議 長	山本久矢議員
山本議員	今の財政課長の回答で分かりました。 同じお尋ねで教育課長はどのように思われますか。もし、意見等があればお願いしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学校施設に関しましては、学校保健安全法に基づきまして、各学校で毎月施設の点検を行い、対応していただいております。また、毎年7月には学校施設について教育課と学校がヒアリングを実施し、年次ごとの計画的な修繕等の対応を行っております。

	長期的な施設の計画につきましては、先ほどの答弁にありますとおり本年度財政課において個別施設計画を策定中にあります。学校についても、その計画に沿って、改修計画を行っていきたいというふうに考えております。
議 長	山本久矢議員
山本議員	しっかりと対応をお願いしたいと思います。 やっぱりいろんな箱物ではなくて建物自体、施設なりの修理ももちろんやっていただかなくちゃいけないと思います。しかしというか、その中に先ほども言いましたが、子どもたち、人の命に関わるような問題でもございますので、早急に対応なり、計画どおりにできるだけ早くお願いしたいなと思います。 これで一般質問を終わります。
議 長	これで10番 山本久矢議員の一般質問を終わります。 これで一般質問を終結いたします。
散 会	
議 長	本日の日程は全部終了いたしました。 次回は14日、月曜日から決算審査特別委員会を開催します。午前10時から開催です。 それでは本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。 (1 2 : 1 6)